

保険医療用具及び体外診断薬の保険適用上の区分について

1 保険医療用具の区分

- A 1 当該医療用具を用いた技術が、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号。以下「算定方法告示」という。）に掲げられている項目のいずれかによって評価され、保険診療で使用できるものであって、A 2以外のもの。（C 1, C 2に相当しないもの）
- A 2 当該医療用具を用いた技術が、算定方法告示に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療用具の区分のいずれかに該当するもの。（C 1, C 2に相当しないもの）
- B 当該医療用具が、特定保険医療材料及びその材料価格（以下「材料価格基準」という。）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。（C 1, C 2に相当しないもの）
- C 1 当該医療用具を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定又は見直しについて審議が必要なもの。
- C 2 当該医療用具を用いた技術が算定方法告示において、新たな技術料を設定し評価すべきものであって、中医協において保険適用の可否について審議が必要なもの。
- F 保険適用に馴染まないもの。

2 体外診断薬の区分

- D-1 測定項目が新しい品目
- D-2 測定項目は新しくないが、測定方法が新しい品目
- D-3 測定項目、測定方法とも既存の品目